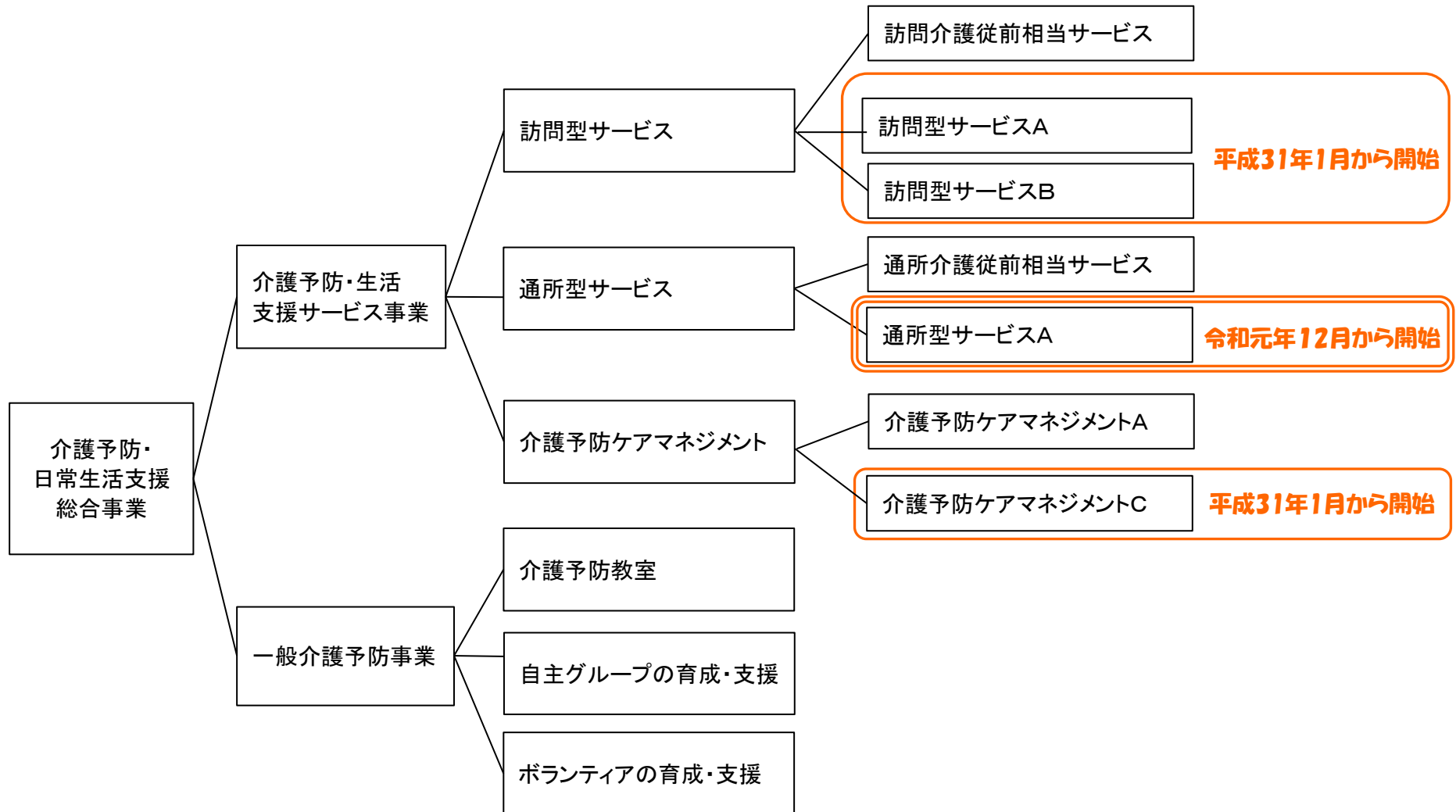


介護予防・日常生活支援総合事業の 追加実施について

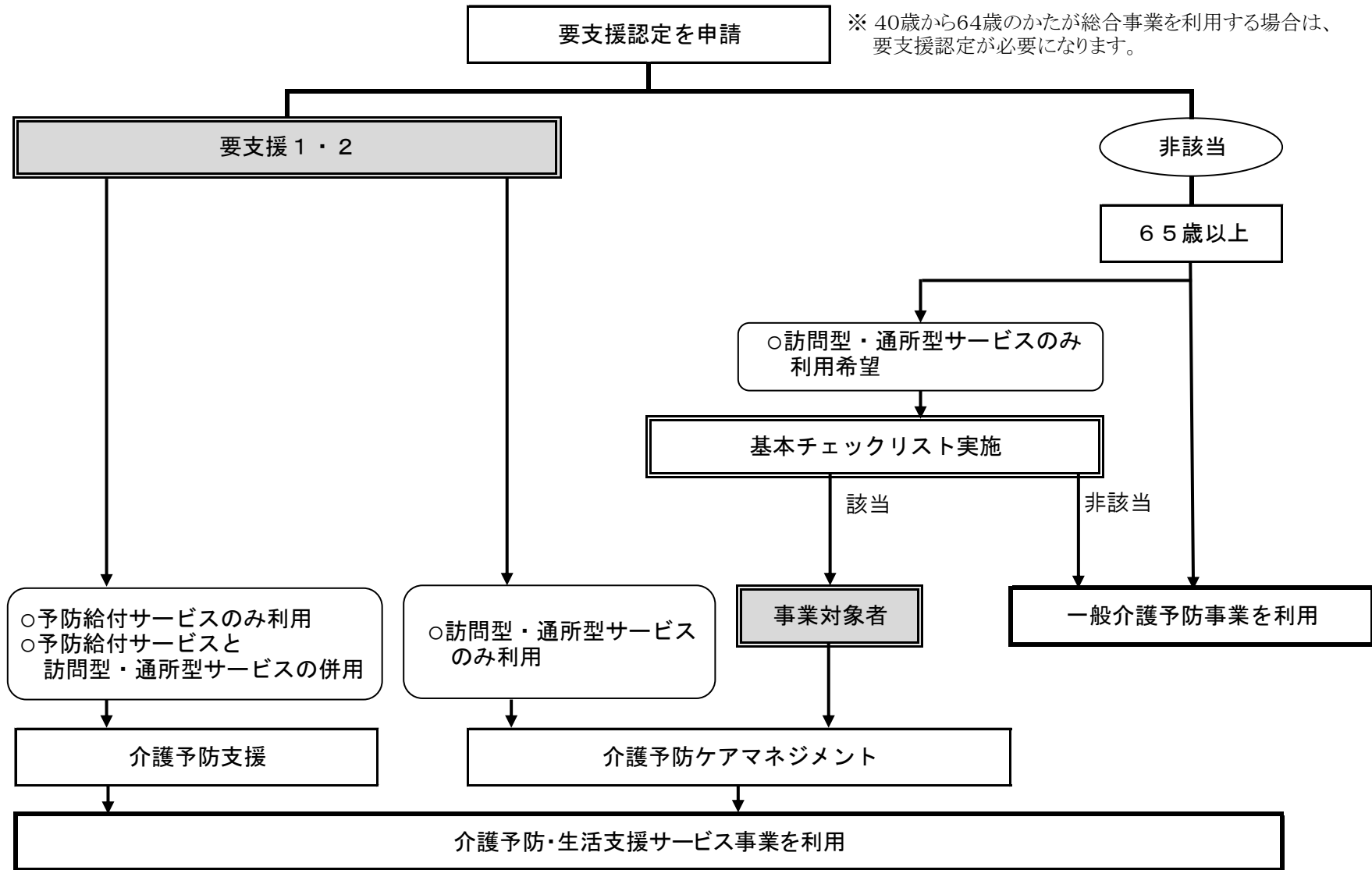
令和元年11月

館林市高齢者支援課

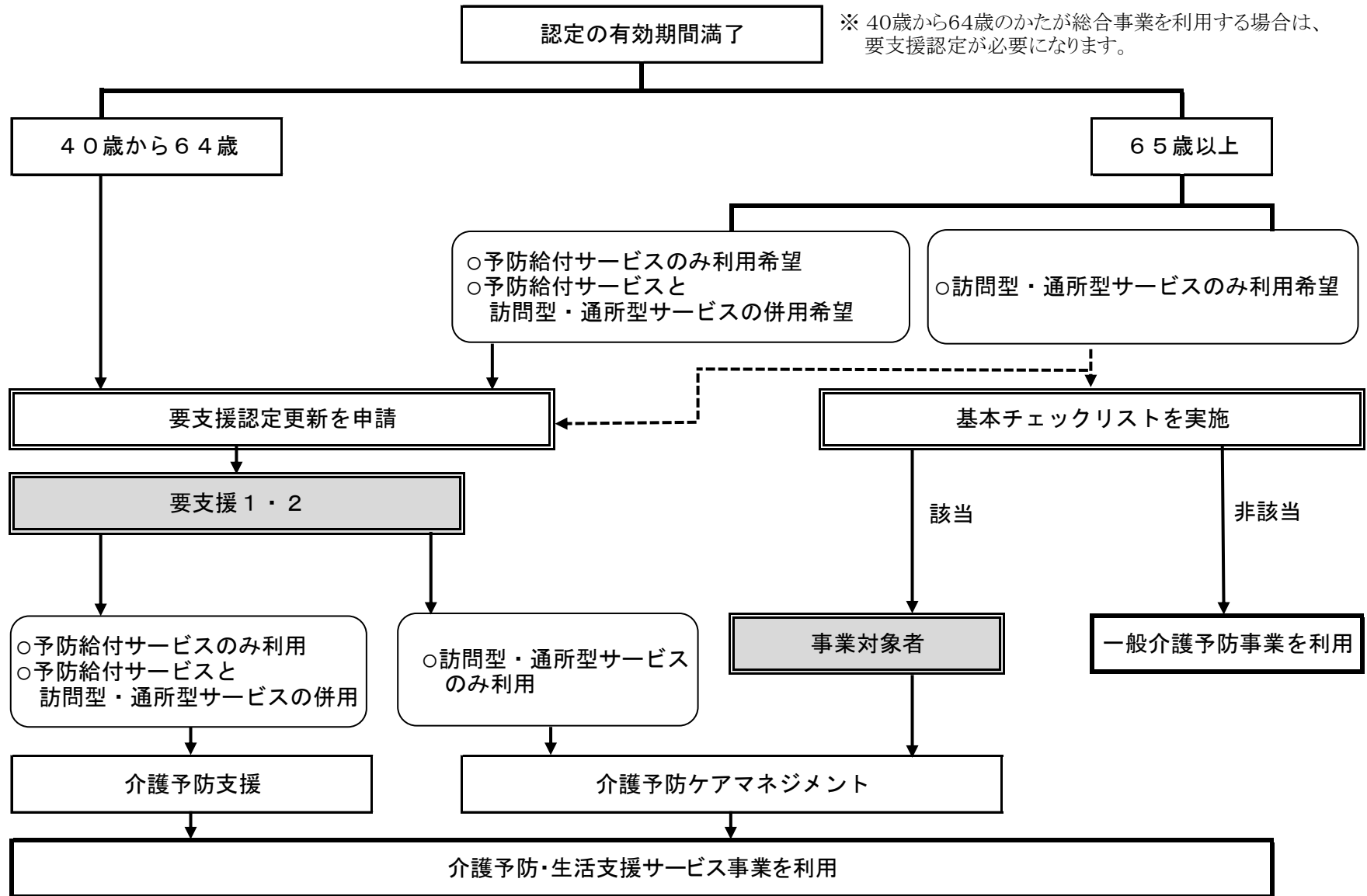
館林市介護予防・日常生活支援総合事業の構成



サービス利用の流れ(新規の場合)



サービス利用の流れ(更新の場合)



館林市通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の基準等 ①

対象者	要支援1・2、事業対象者
サービス内容	軽運動、レクリエーションなど ※食事、入浴の提供は行わない
サービス提供時間	1回2時間以上(最大半日程度) ※送迎時間は含めない
回数	要支援1・事業対象者:週1回 要支援2 :週2回まで
単価	基本報酬 323単位/回 同一建物減算 -87単位/回
利用者負担	負担割合に基づき、1～3割負担
介護報酬の請求	国保連を通した請求 (A7コード) ※A7サービスコードは、国保連で負担割合の審査は行わないため、利用者の負担割合に応じてサービスコードを選択する必要がある
サービス提供事業者	指定事業者
限度額管理	限度額管理の対象
通所介護従前相当サービスとの併用	不可
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA

館林市通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の基準等 ②

<p>人員基準</p>	<p>○管理者 [配置数] 1人以上(非常勤可)。 ※管理者の業務に支障がないと認められる場合は、以下の兼務は可。 ・当該事業所における従事者との兼務 ・当該事業所と同一敷地内にある他の事業所の管理者との兼務</p> <p>[資格要件] ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修修了者 ・実務者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者 ※通所介護等と一体的に運営する場合は、管理者の資格要件はなし。</p> <p>○従事者 [配置数] 利用者15人までは専従2人以上配置。15人を超える場合は、2人に加え必要数。 [資格要件] なし</p>
<p>設備基準</p>	<p>○サービスを提供するために必要な場所(利用定員×3㎡以上) ○食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けることは不要 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備</p>
<p>運営基準</p>	<p>○運営規定等の説明、同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○従事者または従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止、休止の届出と便宜の提供 等</p> <p>※個別サービス計画の作成は不要</p>

館林市通所型サービスA事業者一覧

(令和元年12月時点)

通所型サービスA事業者
デイサービス健幸倶楽部 館林大手町

※介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者は、館林市公式ホームページの[介護保険]－[館林市の介護サービス事業所一覧]に掲載しています。通所型サービスA事業者についても、指定次第掲載しますのでご確認ください。

館林市通所型サービス一覧

サービス名称	通所介護従前相当サービス	通所型サービスA
利用者	要支援1・2、事業対象者のかた	
サービス提供事業者	従前の介護予防通所介護と同様	指定事業者
サービス内容		軽運動、レクリエーションなど ※食事、入浴の提供は行わない
サービス提供時間		1回2時間以上（最大半日程度） ※送迎時間は含めない
利用回数		要支援1・事業対象者 : 週1回 要支援2 : 週2回まで
単価		基本報酬 323単位/回 同一建物減算 -87単位/回
利用者負担		負担割合に基づき、1～3割負担
サービスコード		A6
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	
注意事項	○通所介護従前相当サービスと通所型サービスAを同時に利用することはできません。 ○ケアプラン作成等においては、上記のサービス名称を使用してください。	

館林市訪問型サービス一覧

サービス名称	訪問介護従前相当サービス	生活援助型訪問サービス	
		訪問型サービスA	訪問型サービスB
利用者	要支援1・2、事業対象者のかた		
サービス提供事業者	従前の介護予防訪問介護と同様	指定事業者	館林市シルバー人材センター
サービス提供者		○介護福祉士等の有資格者 ○市が指定する研修の修了者	○市が指定する研修の修了者
サービス内容		「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）の定める範囲のうち身体介護を除く生活援助	
利用回数		週1回かつ1時間程度	週1回かつ1時間程度
単価		232単位/回	100円/回
利用者負担		負担割合に基づき、1～3割負担	
サービスコード		A2	A3 ※国保連で負担割合の審査は行わないため利用者の負担割合に応じてサービスコードを選択
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントA または 介護予防ケアマネジメントC
注意事項	○訪問介護従前相当サービス、訪問型サービスA及び訪問型サービスBを同時に利用することはできません。 ○ケアプラン作成等においては、上記のサービス名称を使用してください。		